

災害子ども教育支援

被災地の子どもに対する支援（奨学金支援）

募集要項

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟では、予期せぬ災害により、被災した子どもたちが学びをあきらめないように、被災地の学校等の教育現場の復旧・復興や子どもの就学継続など、学習環境の整備・復興を支えることを目的に「災害子ども教育支援事業」を実施しています。

本奨学金事業は、〔災害名：〇〇〕で被災した、A 両親または父母のいずれかを亡くされた中学3年次を対象とした、高校進学および高校生活に必要な資金を支援する「災害子ども支援奨学金」（給付型奨学金 A）と、B ご両親や保護者がご健在でも、住居の流失・損壊や保護者の失業・収入減などの理由によりご家庭の経済状況が悪化し、就学のための経済的支援が必要になった中学3年次を対象に、高校進学および高校生活に必要な資金を支援する「災害子ども支援奨学金」（給付型奨学金 B）を行います。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟では、本事業に賛同する全国の企業・団体・個人の方々からの募金をもとに実施しています。今年度（令和4年度）激甚災害が発生した際には、下記の要領で奨学生を募集いたします。

被災した子どもたちが希望する学校に進学し、安心して充実した学校生活を送れるように、本奨学金を有効にご活用いただけましたら幸いです。

1. 支援対象

1-1. 給付型奨学金 A 対象者：両親または父母のいずれかを亡くされた中学3年次

◆ 対象要件

以下の(1)(2)の両方に該当する方が対象となります。

- (1) 申請締切日現在、中学3年次に在籍し、高校進学を希望する生徒
- (2) 令和4年〇月〇日（災害発生日）時点で、〔災害名：〇〇〕における激甚災害適用地（※）に居住していた両親または父母のいずれかが〔災害名：〇〇〕により、死亡または行方不明となった生徒。

◆ 必要書類

- ① 申請書(同封)
- ② 口座情報連絡書(同封)
- ③ 金融機関通帳の口座情報（金融機関・支店名・口座番号・口座名義）ページの写し
（※口座情報連絡書に添付すること）
- ④ 契約書(同封)
- ⑤ 亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本の写し
- ⑥ i 死亡の場合：
〔災害名：〇〇〕における死亡診断書または災害関連死亡診断書
- ⑦ ii 行方不明の場合：
〔災害名：〇〇〕における行方不明を証明する書類（死亡届等）
- ⑧ 世帯全体が記載された住民票の写し（続柄、世帯主、本籍、筆頭者の記載がされたもの）

◆ 申請方法、申請締切日、申請書類送付先

申請者の保護者は、「申請書」に記入・捺印の上、学校で「学校記入欄」に記入・公印をもらった後、上記の必要書類とともに、（締切日）まで（郵送必着）に、日本ユネスコ協会連盟へ郵送にて提出してください。

< 郵送先 >（郵送必着）

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 教育支援課

災害子ども教育支援奨学金 A 宛

1-2. 給付型奨学金 B 対象者：就学のための経済的支援が必要になった中学3年次

◆ 対象要件

以下の(1)に該当し、かつ(2)または(3)のいずれかに該当する生徒が対象となります。

- (1) 申請締切日現在、〇〇市立中学校に在籍し、高校進学を希望する中学3年次。
 - (2) 申請締切日現在、〔災害名：〇〇〕による被災を理由に、「令和4年度 〇〇市児童生徒就学援助（被災児童生徒就学援助）」を受給している（支援認定を受けている）世帯の生徒であること。
 - (3) 申請締切日現在、被災以外の理由で「令和4年度 〇〇市児童生徒就学援助（準要保護）」を受給している（支援認定を受けている）世帯の生徒で、かつ罹災時に生徒が居住していた住宅が〔災害名：〇〇〕の罹災証明により半壊以上（※）の判定を受けた世帯の生徒であること。
- ご両親または父母のいずれかを亡くされた方は、「災害子ども教育支援奨学金（給付型奨学金 A）」の対象になります。奨学金 A の募集要項をご確認ください。
 - 要保護者（生活保護受給世帯の生徒）は対象外です。

◆ 必要書類

- ① 申請書(同封)
- ② 口座情報連絡書(同封)
- ③ 金融機関通帳の口座情報（金融機関・支店名・口座番号・口座名義）ページの写し
（※口座情報連絡書に添付すること）
- ④ 契約書(同封)
- ⑤ 就学援助認定照会に対する同意書（同封）
- ⑥ 対象要件の(2)に該当する生徒は、〔災害名：〇〇〕において、〇〇市より発行された「令和4年度 〇〇市被災児童生徒就学援助」の認定通知書の写し
※対象要件(3)に該当する生徒は、「令和4年度 〇〇市児童生徒就学援助」の認定通知書の写し
- ⑦ 世帯全員が記載された住民票の原本（※続柄、世帯主、本籍、筆頭者の記載されたもの）
- ⑧ 〔災害名：〇〇〕の罹災証明書（半壊以上）の写し（※罹災者欄に申請生徒の名前が記載されているもの。）

◆ 申請方法、申請締切日、申請書類送付先

申請者の保護者は、「申請書」に記入・捺印の上、上記の必要書類とともに、（締切日：）まで（郵送必着）に、日本ユネスコ協会連盟へ郵送にて提出してください。

②被災地の子どもに対する支援
(奨学金支援)

<郵送先> (郵送必着)

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 教育支援課

災害子ども教育支援奨学金 B 係 宛

2. 支援内容

- 月額 2 万円を 3 年間給付します。(3 年間で合計 72 万円)
- 令和 4 年 4 月から起算して 3 年間、中学 3 年次から高校 2 年次までになります。
- 本奨学金は給付型の奨学金であり、返済の必要はありません。
- 本奨学金は他の奨学金との重複受給が可能です。
- 中学校卒業後に高校などに進学しなかった場合や学校を長期休学または退学した場合は、それ以降の奨学金の給付を停止します。
- 令和 4 年度 (初年度・中学 3 年次) 分の奨学金は、令和 4 年 4 月分から遡及して 12 か月分を採用時に一括して給付します。
- 令和 5 年度 (2 年目・高校 1 年次)・令和 6 年度 (3 年目・高校 2 年次) 分の給付は、各年度初めの在学確認 (所定の在学証明書の提出) の上、四半期ごとに給付します。

3. 結果通知

令和 4 年〇月〇日までに、ご本人に郵送にて通知いたします。

4. 給付開始時期

採用者への給付開始は、令和 4 年〇月〇旬頃を予定しております。

※令和 4 年度 (初年度) 分として、12 か月分 (24 万円) を一括給付いたします。

5. 奨学金受給口座

生徒本人名義または保護者 (学校に届けられている方) 名義の口座とします。

6. 奨学金の提供者について

本奨学金は、事業に賛同する全国の企業・団体・個人の方々からの募金によって成り立っています。

②被災地の子どもに対する支援
(奨学金支援)

7. お問い合わせ先

本奨学金に関するご質問等がありましたら、以下までご連絡ください。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 教育支援課 (担当：江川・藤田)

(電話番号) 03-5424-1121 (メールアドレス) kodomo@unesco.or.jp

- 申請内容等について、ご連絡する場合があります。日本ユネスコ協会連盟の電話番号(03-5424-1121)のご登録をお願いします。
- 迷惑メール対策などでドメイン指定を行っている場合は、「@unesco.or.jp」を受信設定してください。



日本ユネスコ協会連盟は、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とうたう UNESCO(国際連合教育科学文化機関)憲章の理念にもとづき、民間のユネスコ組織として、過去 70 年以上にわたり教育や文化等の分野を中心に国内外でさまざまな活動を行っています。

『すべての子どもたちが安心して学べる環境をつくることこそが、平和な社会づくりの基礎』と考え、とりわけ、日本国内で発生した自然災害においては、被災地の子どもたちや学校のための教育復興支援に取り組んでいます。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び関連する法令を遵守し、細心の注意をはらって個人情報の保護に努めます。